



令和元年10月1日より静岡県内のタクシーの運賃が変わります
～消費税率改定に伴う運賃改定について～

静岡県内一般乗用旅客自動車運送事業者
(福祉限定) 各位

令和元年9月5日

本年10月からの消費税率引き上げに伴い、静岡県内のタクシー運賃等を定めた公示(下記参照)8月30日付けで一部改正されました。新運賃等は令和元年10月1日より適用されます。

タクシーの運賃及び料金を変更する場合には、道路運送法第9条の3及び同法施行規則第10条の3の規定により中部運輸局長の認可を受ける必要がありますので、現行の運賃及び料金を変更される事業者様におかれましては、別添様式により申請を行っていただくようお願いいたします。

なお、令和元年8月15日付けでタクシーの車種区分が変更になる旨をご案内しておりましたが、運賃の変更状況にあわせ、あらためて改正されておりますので、ご承知おきください。

記

- ・一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の自動認可運賃等について
http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jidosya/jouyou_kouji/jouyou_jidoninkaunchin1001.pdf
- ・一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る初乗距離について
http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jidosya/jouyou_kouji/jouyou_unchinhatsunori1001.pdf
- ・一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について
http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jidosya/jouyou_kouji/jouyo_syasyukubun.pdf

別添

令和 年 月 日

中部運輸局長 殿

住 所

名 称

代表者名

連絡先

印

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の
運賃及び料金変更認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の運賃及び料金を変更したいので、道路運送法第9条の3及び同法施行規則10条の3の規定に基づき下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者名

2. 変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

県

3. 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
別紙のとおり

4. 変更を必要とする理由

消費税率改定に伴い、改定相当分を運賃及び料金に転嫁するため

添付書類

- ・運賃及び料金の新旧対照表
- ・運賃及び料金の種類、額並びに適用方法